改　　正　　後	改　　正　　前
「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編）　-共通手続-	「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連 共通編）　-共通手続-
第１章　（省略） 第２章　共通事項 第１節から第 15 節まで　（省略） 第 16 節　通関関係書類の電子ファイルによる提出 システムを使用した次の手続について、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式Ｃ第 5021 号、第 5022 号又は第 5023 号）（以下この節において「運送先一覧表」という。）及び通関関係書類を電子ファイルで提出する場合は、この節の定めるところによる。 （輸入関係手続） ①から㉓まで　（省略） （注１）及び（注２）　（省略） （輸出関係手続） ①から⑲まで　（省略） １　総括事項 (1) 電子ファイルの提出方法等 イ　電子ファイルの提出方法 申告、申請又は請求（以下、この節において「申告等」という。）にかかる運送先一覧表及び通関関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、原則として申告等をシステムにより行った後、「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）により行う。 また、「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）実施後に、電子ファイル及び通信欄の訂正を行う場合又は電子ファイルによる提出を取り止め、書面による提出に切り替える場合は、「申告添付訂正」業務（業務コード：ＭＳＹ０１）により行う。 なお、申告等の事項登録後から「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）を行うことはできるが、申告等の結果、書類の提出を要しない簡易審査扱い（区分「１」）となった場合は、当該業務により登録した電子ファイルは税関に提出されない（システムによる原本保存も行われない）ことから、当該業務は申告等を行った後に行うこと。期限内特例申告の訂正をする場合、訂正に係る事項登録状態では「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）を行うことはできないため、当該業務は訂正に係る申告を行った後に行うこと。 ただし、この章第９節（修正申告手続）による修正申告及び第 10 節（関税等更正請求手続）による関税更正請求手続については、申告等の前に関係書類を税関（通関担当部門）に提出する必要があることから、事項登録後から添付を行う。 ロ及びハ　（省略） (2) から (4) まで　（省略） ２　電子ファイル登録 (1) 電子ファイル登録 「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）は電子ファイル化した運送先一覧表及び通関関係書類を添付のうえ、次の事項を入力し送信する。 ［１］　（省略） ［２］　申告等番号（「申告等番号＊」欄） 申告等番号を必須入力する。 なお、輸出申告、積戻し申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び展示等積戻し申告（以下、この節において「輸出等」という。）許可時の審査区分が「１」（簡易審査扱い）、「区分」欄に「Ｙ」（書類提出要）又は「Ｇ」（原紙提出）が表示されている場合であって、「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）」業務（業務コード：ＥＡＭ／ＥＡＭ０１）及び「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務（業務コード：ＥＥＡ）（以下、この節において「輸出許可内容変更申請等」という。）後に、当初申告にかかる通関関係書類の提出のために「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）を行う場合は、輸出等許可時の申告等番号を入力し、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：ＥＡＣ）後に、当初申告にかかる通関関係書類の提出のために「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）を行う場合は、輸出許可内容変更申請に係る申告等番号を入力すること。	第１章　（同左） 第２章　共通事項 第１節から第 15 節まで　（同左） 第 16 節　通関関係書類の電子ファイルによる提出 システムを使用した次の手続について、「輸入申告に係る運送先一覧表」（税関様式Ｃ第 5021 号、第 5022 号又は第 5023 号）（以下この節において「運送先一覧表」という。）及び通関関係書類を電子ファイルで提出する場合は、この節の定めるところによる。 （輸入関係手続） ①から㉓まで　（同左） （注１）及び（注２）　（同左） （輸出関係手続） ①から⑲まで　（同左） １　総括事項 (1) 電子ファイルの提出方法等 イ　電子ファイルの提出方法 申告、申請又は請求（以下、この節にて「申告等」という。）にかかる運送先一覧表及び通関関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、原則として申告等をシステムにより行った後、「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）により行う。 また、「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）実施後に、電子ファイル及び通信欄の訂正を行う場合又は電子ファイルによる提出を取り止め、書面による提出に切り替える場合は、「申告添付訂正」業務（業務コード：ＭＳＹ０１）により行う。 なお、申告等の事項登録後から「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）を行うことはできるが、申告等の結果、書類の提出を要しない簡易審査扱い（区分「１」）となった場合は、当該業務により登録した電子ファイルは税関に提出されない（システムによる原本保存も行われない）ことから、当該業務は申告等を行った後に行うこと。 ただし、この章第９節（修正申告手続）による修正申告及び第 10 節（関税等更正請求手続）による関税更正請求手続については、申告等の前に関係書類を税関（通関担当部門）に提出する必要があることから、事項登録後から添付を行う。 ロ及びハ　（同左） (2) から (4) まで　（同左） ２　電子ファイル登録 (1) 電子ファイル登録 「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）は電子ファイル化した運送先一覧表及び通関関係書類を添付のうえ、次の事項を入力し送信する。 ［１］　（同左） ［２］　申告等番号（「申告等番号＊」欄） 申告等番号を必須入力する。 なお、輸出申告、積戻し申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び展示等積戻し申告（以下、この節にて「輸出等」という。）許可時の審査区分が「１」（簡易審査扱い）、「区分」欄に「Ｙ」（書類提出要）又は「Ｇ」（原紙提出）が表示されている場合であって、「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）」業務（業務コード：ＥＡＭ／ＥＡＭ０１）及び「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録」業務（業務コード：ＥＥＡ）（以下、この節において「輸出許可内容変更申請等」という。）後に、当初申告にかかる通関関係書類の提出のために「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）を行う場合は、輸出等許可時の申告等番号を入力し、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：ＥＡＣ）後に、当初申告にかかる通関関係書類の提出のために「申告添付登録」業務（業務コード：ＭＳＸ）を行う場合は、輸出許可内容変更申請に係る申告等番号を入力すること。

改　　正　　後	改　　正　　前
［３］から［５］まで　（省略）	［３］から［５］まで　（同左）
(2)　（省略）	(2)　（同左）
３から４まで　（省略）	３から４まで　（同左）
第 17 節から第 28 節まで　（省略）	第 17 節から第 28 節まで　（同左）
第 29 節　自動車通関証明書交付申請関係手続	第 29 節　自動車通関証明書交付申請関係手続
関税法第 102 条第１項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定により、輸入自動車等に係る通関証明書（以下、「自動車通関証明書」という。）の交付を受けようとする者が、システムを使用して証明書交付申請手続を行う場合は、この節の定めるところによる。	関税法第 102 条第１項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定により、輸入自動車等に係る通関証明書（以下、「自動車通関証明書」という。）の交付を受けようとする者が、システムを使用して証明書交付申請手続を行う場合は、この節の定めるところによる。
なお、当該申請手続では、関税法第 102 条の２第４項の規定による救援品等についての証明手数料免除申請を併せて行うことができる。	なお、当該申請手続では、関税法第 102 条の２第４項の規定による救援品等についての証明手数料免除申請を併せて行うことができる。
【自動車通関証明書交付申請の流れ】　（省略）	【自動車通関証明書交付申請の流れ】　（同左）
１　申請事項の登録	１　申請事項の登録
(1) 申請事項の登録	(1) 申請事項の登録
証明書交付申請を行う輸入者等又はその代理人（以下、この節において「申請者」という。）は、「自動車通関証明書交付申請」業務（業務コード：ＭＴＣ）を実施する前に、「自動車通関証明書交付申請事項登録」業務（業務コード：ＭＴＡ）を利用して、次の申請事項をシステムに登録する。	証明書交付申請を行う輸入者等又はその代理人（以下、この節において「申請者」という。）は、「自動車通関証明書交付申請」業務（業務コード：ＭＴＣ）を実施する前に、「自動車通関証明書交付申請事項登録」業務（業務コード：ＭＴＡ）を利用して、次の申請事項をシステムに登録する。

項番	項目名（入力画面）	内容
（省略）		
27	譲渡人氏名（「譲渡人氏名」欄）	譲受自動車の場合は、譲渡人氏名を入力する。
以下 28 から 31 までの項目は、「証明書の枚数区分＊」欄に「Ｓ」（個別）を入力した場合、最大 10 欄、「Ｍ」（複数）を入力した場合、最大 30 欄まで繰り返し入力することができる。		
28	車名（「車名＊」欄）	車名を必須入力する。 なお、空欄とする場合は、「-」（ハイフン）を入力する。
（省略）		

項番	項目名（入力画面）	内容
（同左）		
27	譲渡人氏名（「譲渡人氏名」欄）	譲受自動車の場合は、譲渡人氏名を入力する。
以下 28 から 31 までの項目は、「自動車通関証明区分＊」欄に「Ｃ」（自動車）を入力した場合、最大 10 欄、「Ａ」（自動二輪）を入力した場合、最大 30 欄まで繰り返し入力することができる。		
28	車名（「車名＊」欄）	車名を必須入力する。 なお、空欄とする場合は、「-」（ハイフン）を入力する。
（同左）		

(2)　（省略）	(2)　（同左）
２から９まで　（省略）	２から９まで　（同左）
第 30 節　（省略）	第 30 節　（同左）
第３章　納税関係手続	第３章　納税関係手続
システムを使用して関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）を納付する場合等の手続は、この章の定めるところによる。	システムを使用して関税及び内国消費税（以下「関税等」という。）を納付する場合等の手続は、この章の定めるところによる。
第１節　納税方法	第１節　納税方法
システムを使用して輸入（納税）申告、特例申告（期限内特例申告の訂正及び一括特例申告を含む。以下、この章において同じ。）、修正申告又は石油石炭税納税申告（以下この節において「輸入（納税）申告等」という。）を行った貨物について、関税法第９条の４（納付の手続）、国税通則法第 34 条（納付の手続）、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第６条（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続）及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第６条の２（輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付手続）の規定により関税等を納付する場合並びに外国貿易船が開港に入港した場合において、とん税法施行令第２条（申告書の記載事項及び納付の手続）及び特別とん税法施行令第２条（とん税法施行令の準用）の規定によりとん税及び特別とん税を納付する場合の手続は、この節の定めるところによる。	システムを使用して輸入（納税）申告、特例申告（期限内特例申告の訂正及び一括特例申告を含む。以下、この章において同じ。）、修正申告又は石油石炭税納税申告（以下この節において「輸入（納税）申告等」という。）を行った貨物について、関税法第９条の４（納付の手続）、国税通則法第 34 条（納付の手続）、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第６条（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続）及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第６条の２（輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付手続）の規定により関税等を納付する場合並びに外国貿易船が開港に入港した場合において、とん税法施行令第２条（申告書の記載事項及び納付の手続）及び特別とん税法施行令第２条（とん税法施行令の準用）の規定によりとん税及び特別とん税を納付する場合の手続は、この節の定めるところによる。
１及び２　（省略）	１及び２　（同左）
３　ＭＰＮ利用による納税	３　ＭＰＮ利用による納税
関税等の納付をＭＰＮ利用により行う場合は、次による。	関税等の納付をＭＰＮ利用により行う場合は、次による。
(1)から(4)まで　（省略）	(1)から(4)まで　（同左）
(5) 関税等の納付	(5) 関税等の納付
関税等をＭＰＮ利用により納付する場合は、利用する各チャネルがＭＰＮにアクセス可能であることを確認し、前記（3）イ（納付番号通知情報の配信）又は（3）ロ（納付番号通知情報（一括）等の配信）により配信された「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＳＡＦ００２１（海上）又はＡＡＦ００２１	関税等をＭＰＮ利用により納付する場合は、利用する各チャネルがＭＰＮにアクセス可能であることを確認し、前記（3）イ（納付番号通知情報の配信）又は（3）ロ（納付番号通知情報（一括）等の配信）により配信された「納付番号通知情報」（出力情報コード：ＳＡＦ００２１（海上）又はＡＡＦ００２１

改　　正　　後	改　　正　　前
（航空））又は「納付番号通知情報（一括）」（出力情報コードＳＢＦ７２０１（海上）又はＡＢＦ７２０１（航空））の納付番号、確認番号及び収納機関コードにより、システムにおける輸入（納税）申告等に係る納付すべき税額を照会する。 なお、特例申告、ＩＢＰ、修正申告、石油石炭税納税申告又は延長後の納期限を経過した納期限延長について既に延滞税がシステムに登録されている場合は、本税と照会日における延滞税の合計額が納付すべき税額として出力される（注）。延滞税の免除の適用に関して不明な点は、納付前に税関（収納担当部門）に連絡して確認する。 また、納付番号と併せて付与された番号とは異なる確認番号を使用して照会した場合は、確認番号エラーとなり、一定回数以上エラーを繰り返した場合は取引封鎖となる。取引封鎖は一定の時間が経過することにより自動的に解除されるが、急を要する場合は税関に封鎖解除を申し出る。取引封鎖を繰り返した場合には完全封鎖となるため留意すること。 納付すべき税額の照会後に続けて納付処理を行う場合は、各チャネルの手順に従って納付する。正常に処理された場合は、チャネルごとにその旨が表示される。 また、納付完了に係る電文がＭＰＮを経由してシステム及び日本銀行に領収済みのデータとして配信され、領収確認処理（輸入許可及び担保回復等）及び収納済登録処理（国庫収納整理）が行われる。 なお、関税等を納付することにより輸入が許可される場合で、当該納付を行う時刻が税関の開庁時間外であるときは、第２章第１節（時間外執務要請届）に規定する時間外執務要請届を提出する必要があるので留意すること（輸入許可（沖縄特免制度）を除く。）。 （注）期限内特例申告の訂正により増額した場合において、延滞税がシステムに登録されているときは、ＭＰＮによる納付はしないように留意する。納付については、税関（収納担当部門）に連絡して確認する。	（航空））又は「納付番号通知情報（一括）」（出力情報コードＳＢＦ７２０１（海上）又はＡＢＦ７２０１（航空））の納付番号、確認番号及び収納機関コードにより、システムにおける輸入（納税）申告等に係る納付すべき税額を照会する。 なお、特例申告、ＩＢＰ、修正申告、石油石炭税納税申告又は延長後の納期限を経過した納期限延長について既に延滞税がシステムに登録されている場合は、本税と照会日における延滞税の合計額が納付すべき税額として出力される。延滞税の免除の適用に関して不明な点は、納付前に税関（収納担当部門）に連絡して確認する。 また、納付番号と併せて付与された番号とは異なる確認番号を使用して照会した場合は、確認番号エラーとなり、一定回数以上エラーを繰り返した場合は取引封鎖となる。取引封鎖は一定の時間が経過することにより自動的に解除されるが、急を要する場合は税関に封鎖解除を申し出る。取引封鎖を繰り返した場合には完全封鎖となるため留意すること。 納付すべき税額の照会後に続けて納付処理を行う場合は、各チャネルの手順に従って納付する。正常に処理された場合は、チャネルごとにその旨が表示される。 また、納付完了に係る電文がＭＰＮを経由してシステム及び日本銀行に領収済みのデータとして配信され、領収確認処理（輸入許可及び担保回復等）及び収納済登録処理（国庫収納整理）が行われる。 なお、関税等を納付することにより輸入が許可される場合で、当該納付を行う時刻が税関の開庁時間外であるときは、第２章第１節（時間外執務要請届）に規定する時間外執務要請届を提出する必要があるので留意すること（輸入許可（沖縄特免制度）を除く。）。
４　リアルタイム口座振替による納税 関税等の納付をリアルタイム口座振替により行う場合は次による。 (1)から(5)まで　（省略） (6)　リアルタイム口座振替の方法 納付方法をリアルタイム口座振替として次に掲げる申告を行う場合は、それぞれ併せて掲げる時点において、システムが保有する納税者等の口座から関税等の金額について引落とし処理が行われる。 なお、口座残高不足等の理由により引落とし処理が完了しなかった場合の処理については、後記(8)（口座残高不足の場合）を参照。 イ　納税方式に即納を選択した申告の場合 (イ)及び(ロ)　（省略） (ハ)　特例申告（特定日の翌日以降に受理された場合又は申告時に一括納付対象外とすることを選択した場合） 特例申告に係る関税等は一括納付対象外となり、申告の都度、申告が受理されたときに引落とし処理が行われる。ただし、通関業者等に「口座引落予定額等通知情報（特例申告・石油石炭税納税申告）」（出力情報コード：ＳＡＦ００５０（海上）又はＡＡＦ００５０（航空））が配信された場合は、「リアルタイム口座引落とし依頼」業務（業務コード：ＲＯＷ）が実施されたときに引落とし処理が行われる（注１）。 引落とし処理が正常に行われた場合は、通関業者等に「リアルタイム口座振替完了通知情報」（出力情報コード：ＣＡＦ６１５１）（注２）が配信される。 （注１）「リアルタイム口座引落とし依頼」業務（業務コード：ＲＯＷ）が実施されたときに、納付すべき延滞税額がシステムにより算出された場合は、本税額と当該延滞税額の合計額が口座から引き落とされる。ただし、期限内特例申告の訂正により増額した場合において、延滞税がシステムに登録されているときは、「リアルタイム口座引落とし依頼」業務（業務コード：ＲＯＷ）による納付はしないように留意する。納付については、税関（収納担当部門）に連絡して確認する。 （注２）　（省略） (ニ)から(ヘ)まで　（省略） ロからニまで　（省略） (7)　（省略） (8)　口座残高不足の場合	４　リアルタイム口座振替による納税 関税等の納付をリアルタイム口座振替により行う場合は次による。 (1)から(5)まで　（同左） (6)　リアルタイム口座振替の方法 納付方法をリアルタイム口座振替として次に掲げる申告を行う場合は、それぞれ併せて掲げる時点において、システムが保有する納税者等の口座から関税等の金額について引落とし処理が行われる。 なお、口座残高不足等の理由により引落とし処理が完了しなかった場合の処理については、後記(8)（口座残高不足の場合）を参照。 イ　納税方式に即納を選択した申告の場合 (イ)及び(ロ)　（同左） (ハ)　特例申告（特定日の翌日以降に受理された場合又は申告時に一括納付対象外とすることを選択した場合） 特例申告に係る関税等は一括納付対象外となり、申告の都度、申告が受理されたときに引落とし処理が行われる。ただし、通関業者等に「口座引落予定額等通知情報（特例申告・石油石炭税納税申告）」（出力情報コード：ＳＡＦ００５０（海上）又はＡＡＦ００５０（航空））が配信された場合は、「リアルタイム口座引落とし依頼」業務（業務コード：ＲＯＷ）が実施されたときに引落とし処理が行われる（注１）。 引落とし処理が正常に行われた場合は、通関業者等に「リアルタイム口座振替完了通知情報」（出力情報コード：ＣＡＦ６１５１）（注２）が配信される。 （注１）「リアルタイム口座引落とし依頼」業務（業務コード：ＲＯＷ）が実施されたときに、納付すべき延滞税額がシステムにより算出された場合は、本税額と当該延滞税額の合計額が口座から引き落とされる。 （注２）　（同左） (ニ)から(ヘ)まで　（同左） ロからニまで　（同左） (7)　（同左） (8)　口座残高不足の場合

改　　正　　後

前記（5）（リアルタイム口座振替納付の場合）による引落とし処理において、口座残高不足により引落としができなかった場合の処理は次による。なお、納期限日の翌日以降に次の処理を行う場合は、必要に応じ「延滞税額計算照会」業務（業務コード：ＩＣＤ）を利用して延滞税の有無を確認すること。

イ　納税方式に即納を選択した申告の場合

(ｲ)及び(ﾛ)　（省略）

(ﾊ)　特例申告（特定日の翌日以降に受理された場合又は申告時に一括納付対象外とすることを選択した場合）

前記イ（輸入（納税）申告）の場合と同様。ただし、期限内特例申告の訂正により増額した場合において、延滞税がシステムに登録されているときは、「リアルタイム口座引落とし依頼」業務（業務コード：ＲＯＷ）による納付はしないように留意する。納付については、税関（収納担当部門）に連絡して確認する。

(ﾆ)及び(ﾎ)　（省略）

(ﾍ)　とん税等納付申告

船会社等に「処理結果通知情報」が配信されることから、口座残高不足分を積み増した後、再度「とん税等納付申告」業務（業務コード：ＴＰＣ）を利用して申告を行う。

ロ　納税方式に納期限延長を選択した申告の場合

延長後の納期限日に行われる引落とし処理が完了しなかった場合、通関業者等に「納期限延長口座引落としエラー通知情報」（出力情報コード：ＳＡＦ２０４０（海上）又はＡＡＦ２０４０（航空））が配信されることから、口座残高不足分を積み増した後、通関業者等が「納期限延長納付方法等変更（口座）」業務（業務コード：ＫＺＨ）を利用して、前記(6)ハ（納期限日前にリアルタイム口座振替による納付を行う場合）による事項（「処理種別」欄：「Ｂ」（即時口座引落とし））を入力し送信することで、引落とし処理を行う（注）。

なお、納付方法を直納又はＭＰＮ利用に変更する場合、又は口座残高不足となった口座とは別の口座を利用する場合は、後記７（納税方式等の変更）による。

（注）「納期限延長納付方法等変更（口座）」業務（業務コード：ＫＺＨ）（「処理種別」欄：「Ｂ」（即時口座引落とし））が実施されたときに、納付すべき延滞税額がシステムにより算出された場合は、本税額と当該延滞税額の合計額が口座から引き落とされる。ただし、期限内特例申告の訂正により増額した場合において、延滞税がシステムに登録されているときは、「納期限延長納付方法等変更（口座）」業務（業務コード：ＫＺＨ）による納付はしないように留意する。納付については、税関（収納担当部門）に連絡して確認する。

ハ　（省略）

５及び６　（省略）

７　納税方式等の変更

輸入(納税)申告等に係る納税方式、納付方法又はリアルタイム口座振替で利用する口座番号（以下この節において「納税方式等」という。）を変更する場合は、次による。

なお、納税方式等の変更は、関税等の納付前に限り行うことができるので留意すること。

(1)　納税方式の変更

イ　（省略）

ロ　特例申告

申告が受理された場合は変更できない。申告の受理前であれば税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節２（特例申告等事項の訂正）により変更する。

ハ　（省略）

(2)　納付方法の変更

納付方法の変更は下表のとおり行うことができる。

なお、直納からＭＰＮ利用又はリアルタイム口座振替に変更した場合であって、印刷済みの納付書がある場合は二重納付とならないよう、その取扱いに留意すること。

○：通関業者等による変更　●：税関による変更

	変更後の納付方法		
	直納	ＭＰＮ利用	リアルタイム口座振替
（省略）			

改　　正　　前

前記（5）（リアルタイム口座振替納付の場合）による引落とし処理において、口座残高不足により引落としができなかった場合の処理は次による。なお、納期限日の翌日以降に次の処理を行う場合は、必要に応じ「延滞税額計算照会」業務（業務コード：ＩＣＤ）を利用して延滞税の有無を確認すること。

イ　納税方式に即納を選択した申告の場合

(ｲ)及び(ﾛ)　（同左）

(ﾊ)　特例申告（特定日の翌日以降に受理された場合又は申告時に一括納付対象外とすることを選択した場合）

前記イ（輸入（納税）申告）の場合と同様。

(ﾆ)及び(ﾎ)　（同左）

(ﾊ)　とん税等納付申告

船会社等に「処理結果通知情報」が配信されることから、口座残高不足分を積み増した後、再度「とん税等納付申告」業務（業務コード：ＴＰＣ）を利用して申告を行う。

ロ　納税方式に納期限延長を選択した申告の場合

延長後の納期限日に行われる引落とし処理が完了しなかった場合、通関業者等に「納期限延長口座引落としエラー通知情報」（出力情報コード：ＳＡＦ２０４０（海上）又はＡＡＦ２０４０（航空））が配信されることから、口座残高不足分を積み増した後、通関業者等が「納期限延長納付方法等変更（口座）」業務（業務コード：ＫＺＨ）を利用して、前記(6)ハ（納期限日前にリアルタイム口座振替による納付を行う場合）による事項（「処理種別」欄：「Ｂ」（即時口座引落とし））を入力し送信することで、引落とし処理を行う（注）。

なお、納付方法を直納又はＭＰＮ利用に変更する場合、又は口座残高不足となった口座とは別の口座を利用する場合は、後記７（納税方式等の変更）による。

（注）「納期限延長納付方法等変更（口座）」業務（業務コード：ＫＺＨ）（「処理種別」欄：「Ｂ」（即時口座引落とし））が実施されたときに、納付すべき延滞税額がシステムにより算出された場合は、本税額と当該延滞税額の合計額が口座から引き落とされる。

ハ　（同左）

５及び６　（同左）

７　納税方式等の変更

輸入(納税)申告等に係る納税方式、納付方法又はリアルタイム口座振替で利用する口座番号（以下この節において「納税方式等」という。）を変更する場合は、次による。

なお、納税方式等の変更は、関税等の納付前に限り行うことができるので留意すること。

(1)　納税方式の変更

イ　（同左）

ロ　特例申告

特定日又は特例申告の提出期限日までの間、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節４（特例申告等訂正事項の登録）及び５（特例申告等の訂正）により変更する。

ハ　（同左）

(2)　納付方法の変更

納付方法の変更は下表のとおり行うことができる。

なお、直納からＭＰＮ利用又はリアルタイム口座振替に変更した場合であって、印刷済みの納付書がある場合は二重納付とならないよう、その取扱いに留意すること。

○：通関業者等による変更　●：税関による変更

	変更後の納付方法		
	直納	ＭＰＮ利用	リアルタイム口座振替
（同左）			

改　　正　　後	改　　正　　前
（注１）から（注３）まで　（省略） イ　納税方式に即納を選択した申告の場合 (ｲ)　（省略） (ﾛ) 特例申告 次の場合を除き、申告が受理されると変更できない。なお、申告の受理前であれば税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節２（特例申告等事項の訂正）により変更を行うことができる。 Ａ及びＢ　（省略） (ﾊ) 及び(ﾆ)　（省略） ロ　納税方式に納期限延長を選択した申告の場合 輸入（納税申告）の場合、輸入申告等に係る許可等までの間（ＢＰ承認申請の場合はＩＢＰに係る審査終了までの間）、あらかじめ輸入申告等を行った税関（通関担当部門）の了承を得たうえで、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第１節４（輸入申告等事項の変更）及び５（輸入申告等変更）により変更を行うことができる。 特例申告及び石油石炭税納税申告の場合、申告が受理されると変更できない。なお、申告の受理前であれば税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節２（特例申告等事項の訂正）、並びに税関手続関連（共通編）−共通手続−第２章第 28 節２（石油石炭税納税申告事項の訂正）及び３（石油石炭税納税申告）により変更を行うことができる。 前記によらず納付方法の変更を行う場合は、次の場合に限り行うことができる。 (ｲ) から (ﾊ) まで　（省略） (3) 口座番号の変更 リアルタイム口座振替で利用する口座番号を変更する場合は、次による。 イ　納税方式に即納を選択した申告の場合 輸入（納税申告）の場合、輸入申告等に係る許可等までの間（ＢＰ承認申請の場合はＩＢＰに係る審査終了までの間）、あらかじめ輸入申告等を行った税関（通関担当部門）の了承を得たうえで、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第１節４（輸入申告等事項の変更）及び５（輸入申告等変更）により変更を行うことができる。 特例申告、修正申告及び石油石炭税納税申告の場合、申告が受理されると変更できない。なお、申告の受理前であれば税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節２（特例申告等事項の訂正）、税関手続関連（共通編）−共通手続−第２章第９節２（修正申告事項の訂正）及び３（修正申告）、並びに第 28 節２（石油石炭税納税申告事項の訂正）及び３（石油石炭税納税申告）により変更を行うことができる。 ロ　（省略） 第２節から第５節まで　（省略） 第４章　照会関係手続 システムを使用した手続等の内容等を照会する場合は、この章の定めるところによる。 第１節及び第２節　（省略） 第３節　通関関係照会手続 １から３まで　（省略） ４　輸入申告等照会 (1) 業務概要 次の申告又は申請について、申告等の番号から、申告等の内容又は手続の状況を照会する。 ・輸入申告 ・輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告、及び蔵出輸入（引取）申告を含む。）	（注１）から（注３）まで　（同左） イ　納税方式に即納を選択した申告の場合 (ｲ)　（同左） (ﾛ) 特例申告 特定日又は特例申告の提出期限日までの間、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節４（特例申告等訂正事項の登録）及び５（特例申告等の訂正）により変更を行うことができる。 前記によらず納付方法の変更を行う場合は、次の場合に限り行うことができる。 Ａ及びＢ　（同左） (ﾊ) 及び(ﾆ)　（同左） ロ　納税方式に納期限延長を選択した申告の場合 輸入（納税申告）の場合、輸入申告等に係る許可等までの間（ＢＰ承認申請の場合はＩＢＰに係る審査終了までの間）、あらかじめ輸入申告等を行った税関（通関担当部門）の了承を得たうえで、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第１節４（輸入申告等事項の変更）及び５（輸入申告等変更）により変更を行うことができる。 特例申告の場合、特定日又は特例申告の提出期限日までの間、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節４（特例申告等訂正事項の登録）及び５（特例申告等の訂正）により変更を行うことができる。 石油石炭税納税申告の場合、申告が受理されると変更できない。なお、申告の受理前であれば税関手続関連（共通編）−共通手続−第２章第 28 節２（石油石炭税納税申告事項の訂正）及び３（石油石炭税納税申告）により変更を行うことができる。 前記によらず納付方法の変更を行う場合は、次の場合に限り行うことができる。 (ｲ) から (ﾊ) まで　（同左） (3) 口座番号の変更 リアルタイム口座振替で利用する口座番号を変更する場合は、次による。 イ　納税方式に即納を選択した申告の場合 輸入（納税申告）の場合、輸入申告等に係る許可等までの間（ＢＰ承認申請の場合はＩＢＰに係る審査終了までの間）、あらかじめ輸入申告等を行った税関（通関担当部門）の了承を得たうえで、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第１節４（輸入申告等事項の変更）及び５（輸入申告等変更）により変更を行うことができる。 特例申告の場合、特定日又は特例申告の提出期限日までの間、税関手続関連（海上編又は航空編）−通関関係手続−第１章第３節４（特例申告等訂正事項の登録）及び５（特例申告等の訂正）により変更を行うことができる。 修正申告及び石油石炭税納税申告の場合、申告が受理されると変更できない。なお、申告の受理前であれば税関手続関連（共通編）−共通手続−第２章第９節２（修正申告事項の訂正）及び３（修正申告）、並びに第 28 節２（石油石炭税納税申告事項の訂正）及び３（石油石炭税納税申告）により変更を行うことができる。 ロ　（同左） 第２節から第５節まで　（同左） 第４章　照会関係手続 システムを使用した手続等の内容等を照会する場合は、この章の定めるところによる。 第１節及び第２節　（同左） 第３節　通関関係照会手続 １から３まで　（同左） ４　輸入申告等照会 (1) 業務概要 次の申告又は申請について、申告等の番号から、申告等の内容又は手続の状況を照会する。 ・輸入申告 ・輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告、及び蔵出輸入（引取）申告を含む。）

改　　正　　後	改　　正　　前
・特例申告（特例委託特例申告及び期限内特例申告の訂正を含む。） ・一括特例申告 ・特例委託一括特例申告 ・蔵出輸入申告 ・移出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・総保出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・ＢＰ承認申請 ・蔵入承認申請（機用品蔵入承認申請を除く。） ・移入承認申請 ・総保入承認申請 ・展示等申告 ・輸入マニフェスト通関申告 ・海上簡易輸入申告 なお、輸出入者が照会する場合は、許可・承認等されている場合に限り照会することができる。	・特例申告 ・一括特例申告 ・特例委託一括特例申告 ・蔵出輸入申告 ・移出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・総保出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・ＢＰ承認申請 ・蔵入承認申請（機用品蔵入承認申請を除く。） ・移入承認申請 ・総保入承認申請 ・展示等申告 ・輸入マニフェスト通関申告 ・海上簡易輸入申告 なお、輸出入者が照会する場合は、許可・承認等されている場合に限り照会することができる。
(2)　（省略）	(2)　（同左）
(3) 照会の方法 「輸入申告等照会」業務（業務コード：ＩＩＤ）を利用して、次の事項を入力し送信する。 ［１］申告等番号（「輸入申告等番号＊」欄） 輸入申告等番号を必須入力する。 ［２］引取・特例識別（「引取・特例識別」欄） 輸入（引取）申告、特例申告、一括特例申告又は特例委託一括特例申告に係る情報を照会する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。	(3) 照会の方法 「輸入申告等照会」業務（業務コード：ＩＩＤ）を利用して、次の事項を入力し送信する。 ［１］申告等番号（「輸入申告等番号＊」欄） 輸入申告等番号を必須入力する。 ［２］引取・特例識別（「引取・特例識別」欄） 輸入（引取）申告、特例申告、一括特例申告又は特例委託一括特例申告に係る情報を照会する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。

区　分	コード
輸入（引取）申告に係る照会	Ｈ
特例申告に係る照会	Ｔ
一括特例申告に係る照会	Ｘ
特例申告・特例申告期限内訂正の税額比較に係る照会	Ｋ

区　分	コード
輸入（引取）申告に係る照会	Ｈ
特例申告に係る照会	Ｔ
一括特例申告に係る照会	Ｘ
（新規）	

［３］輸入者コード（「輸入者コード」欄） 次の条件を全て満たす場合は、輸出入者コードを必須入力する。 イ　照会者が通関業者である。 ロ　照会対象の情報は輸入（引取）許可時のものである。 ハ　照会者が輸入（引取）申告者ではない。	［３］輸入者コード（「輸入者コード」欄） 次の条件を全て満たす場合は、輸出入者コードを必須入力する。 イ　照会者が通関業者である。 ロ　照会対象の情報は輸入（引取）許可時のものである。 ハ　照会者が輸入（引取）申告者ではない。
(4)　出力項目 照会対象の輸入申告等情報について、この節付表３－４－１（ＩＩＤ「輸入申告等照会情報」出力事項）から付表３－４－11（ＩＩＤ「特例申告・特例申告期限内訂正照会情報」出力事項）に掲げる事項が、「輸入申告事項登録」業務（業務コード：ＩＤＡ）において「申告等種別＊」欄に入力した申告等種別コード単位で出力される。 なお、応答画面において、続けて新たな輸入申告等に係る情報を照会する場合は、応答画面の「申告番号」欄に新たな申告番号を入力して再送信することにより、引き続き輸入申告等に係る情報を照会することができる。	(4)　出力項目 照会対象の輸入申告等情報について、この節付表３－４－１（ＩＩＤ「輸入申告等照会情報」出力事項）から付表３－４－10（ＩＩＤ「海上簡易輸入申告照会情報」出力事項）に掲げる事項が、「輸入申告事項登録」業務（業務コード：ＩＤＡ）において「申告等種別＊」欄に入力した申告等種別コード単位で出力される。 なお、応答画面において、続けて新たな輸入申告等に係る情報を照会する場合は、応答画面の「申告番号」欄に新たな申告番号を入力して再送信することにより、引き続き輸入申告等に係る情報を照会することができる。
５　輸入申告等一覧照会 (1) 業務概要 通関業者の利用者コード又は税関官署・部門から次の申告（以下この節において「輸入申告等」という。）に係る情報を照会する。 ・輸入申告 ・蔵出輸入申告 ・移出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・総保出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・ＢＰ承認申請、蔵入承認申請（機用品蔵入承認申請を除く。） ・移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告、輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告、及び	５　輸入申告等一覧照会 (1) 業務概要 通関業者の利用者コード又は税関官署・部門から次の申告（以下この節において「輸入申告等」という。）に係る情報を照会する。 ・輸入申告 ・蔵出輸入申告 ・移出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・総保出輸入申告（石油製品等移出（総保出）輸入申告を含む。） ・ＢＰ承認申請、蔵入承認申請（機用品蔵入承認申請を除く。） ・移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告、輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告、及び

改　正　後

蔵出輸入（引取）申告を含む。）
・特例申告（特例委託特例申告及び期限内特例申告の訂正を含む。）
・一括特例申告
・特例委託一括特例申告
・輸入マニフェスト通関申告
・海上簡易輸入申告
・輸入申告（沖縄特免制度）
(2)から(4)まで　（省略）
６から３１まで　（省略）
［付表３－１－１］から［付表３－４－３］まで　（省略）
［付表３－４－４］ＩＩＤ「特例申告照会情報」出力事項
＜共通部＞

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
（省略）				
119	納付方法	納付方法識別	（空　白）	直納
			R	リアルタイム口座振替
			M	ＭＰＮ利用
			X	直納（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			Y	リアルタイム口座振替（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			W	ＭＰＮ（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			F	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合
			T	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合
			（削除）	

改　正　前

蔵出輸入（引取）申告を含む。）
・特例申告
・一括特例申告
・特例委託一括特例申告
・輸入マニフェスト通関申告
・海上簡易輸入申告
・輸入申告（沖縄特免制度）
(2)から(4)まで　（同左）
６から３１まで　（同左）
［付表３－１－１］から［付表３－４－３］まで　（同左）
［付表３－４－４］ＩＩＤ「特例申告照会情報」出力事項
＜共通部＞

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
（同左）				
119	納付方法	納付方法識別	（空　白）	直納
			R	リアルタイム口座振替
			M	ＭＰＮ利用
			X	直納（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			Y	リアルタイム口座振替（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			W	ＭＰＮ（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			F	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合
			T	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合
			特例申告受理後、特例申告期限内訂正を利用せずに、納付方法を直納からＭＰＮ利用又はリアルタイム口座振替に変更した場合、ＭＰＮ利用から直納又はリアルタイム口座振替に変更した場合及びリアルタイム口座振替から直納又はＭＰＮ利用に変更した場合は、輸入申告ＤＢに変更後の情報が反映されないため、口座識別（「口座」欄）及び納付方法識別（「納付方法」欄）に出力される内容に留意すること。	

改　正　後

（省略）

［付表３－４－５］ＩＩＤ「特例申告照会（輸出入者用）情報」出力事項
＜共通部＞

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
（省略）				
118	納付方法	納付方法識別	（空　白）	直納
			R	リアルタイム口座振替
			M	ＭＰＮ利用
			X	直納（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			Y	リアルタイム口座振替（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			W	ＭＰＮ（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			F	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合
			T	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合
			（削除）	
（省略）				

［付表３－４－６］から［付表３－４－10］まで　（省略）

［付表３－４－11］ＩＩＤ「特例申告・特例申告期限内訂正照会情報」出力事項

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
１	特例あて先税関	特例申告あて先税関		税関官署名
２	特例部門	特例申告あて先部門コード	（部門コード）	

改　正　前

（同左）

［付表３－４－５］ＩＩＤ「特例申告照会（輸出入者用）情報」出力事項
＜共通部＞

項番	画面欄名	出力項目	出力コード	内容・出力条件
（同左）				
118	納付方法	納付方法識別	（空　白）	直納
			R	リアルタイム口座振替
			M	ＭＰＮ利用
			X	直納（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			Y	リアルタイム口座振替（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			W	ＭＰＮ（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			F	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合
			T	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合
			特例申告受理後、特例申告期限内訂正を利用せずに、納付方法を直納からＭＰＮ利用又はリアルタイム口座振替に変更した場合、ＭＰＮ利用から直納又はリアルタイム口座振替に変更した場合及びリアルタイム口座振替から直納又はＭＰＮ利用に変更した場合は、輸入申告ＤＢに変更後の情報が反映されないため、口座識別（「口座」欄）及び納付方法識別（「納付方法」欄）に出力される内容に留意すること。	
（同左）				

［付表３－４－６］から［付表３－４－10］まで　（同左）

（新規）

改正後					改正前
3	輸入者	輸入者コード	（輸出入者コード）	（１）法人番号を有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸出入者コードを入力した場合、法人番号が出力される。 （２）上記以外の場合、入力された輸出入者コード又は法人番号が出力される。	
4	通関業者	通関業者コード	（利用者コード）		
5	申告番号（特例申告）	申告番号（特例申告）			
6	特例申告年月日	特例申告年月日			
以下７から10までの項目は、最大13欄まで繰り返し出力される。					
7	税科目／左	税科目コード_特例申告情報			
8	税科目／右	税科目名_特例申告情報			
9	税額	税額_特例申告情報			
10	欄数	欄数_特例申告情報			
11	納税額合計	納税額合計_特例申告情報			
12	担保額	担保額_特例申告情報			
13	申告番号（期限内訂正）	申告番号（特例申告期限内訂正）			
14	特例申告期限内訂正年月日	特例申告期限内訂正年月日		特例申告期限内訂正年月日が出力される。	
以下15から20までの項目は、最大13欄まで繰り返し出力される。					
15	税科目／左	税科目コード_特例申告期限内訂正情報			
16	税科目／右	税科目名_特例申告期限内訂正情報			
17	税額	税額_特例申告期限内訂正情報			
18	欄数	欄数_特例申告期限内訂正情報			
19	訂正区分	訂正区分		税科目ごとの「減額」、「増額」又は「同額」が出力される。	
20	訂正差額	訂正差額			
21	納税額合計	納税額合計_特例申告期限内訂正情報			
22	訂正差額合計／左	納税額合計の訂正区分		訂正差額合計に係る「減額」、「増額」又は「同額」が出力される。	
23	訂正差額合計／右	納税額合計の訂正差額			
24	担保額	担保額_特例申告期限内訂正情報			
25	納付方法	納付方法識別	（空　白）	直納	

改正後				
			R	リアルタイム口座振替
			M	ＭＰＮ利用
			X	直納（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			Y	リアルタイム口座振替（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			W	ＭＰＮ（特例申告の即納分について、一括納付の対象から除外して個別納付扱いとした場合）
			F	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者等に税額等を通知する場合
			T	（１）リアルタイム口座振替（特例申告の即納分の場合） （２）リアルタイム口座振替前に通関業者及び輸入者に税額等を通知する場合
26	納期限延長	納期限延長コード		
27	特例期限日	特例申告期限年月日		

［付表３－５－１］から［付表３－31－１］まで　（省略）

第４節から第７節まで　（省略）

改正前
［付表３－５－１］から［付表３－31－１］まで　（同左）
第４節から第７節まで　（同左）